様式第3号（第4条関係）

第　　　号

年　月　日

　　　　　　　　　　　様

丸亀市長　　　　 印

勧 告 書

あなたが所有者等である下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、あなたに対して対策を講じるように指導してきたところでありますが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう法第22条第2項の規定に基づき勧告します。

記

１．対象となる特定空家等

２．勧告に係る措置の内容

３．勧告に至った事由

４．勧告の責任者

５．措置の期限

・ 上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。

・ 上記5の期限までに正当な理由がなくて上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第22条第3項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。

・上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。